

## 今後の検討の進め方（案）

### 1 作業班における検討

- (1) 作業班会合は、構成員全体が参加する全員参加会合と代表者のみが参加する代表者会合の二つの会合とする。
- (2) 検討の開始、作業班報告の取りまとめ、作業班の運営方法等は全員参加会合において検討する。
- (3) 分類別又は分類間の検討状況の報告、検討に当たった調整等は代表者会合において検討する。
- (4) 事務的な連絡については、作業班会合を開催せずに行うことができる。

### 2 分類別代表者

- (1) 代表者は分類内の検討を主宰し、結果を作業班会合へ報告する。
- (2) 分類内において代表者を交代させようとするときは、新代表者（案）を主任に届ける。
- (3) 他の分類と合同で検討を行う場合、代表者は主任に届ける。
- (4) 主任への依頼・届け出の様式は適宜とし事務局経由で行う。